

## 交付申請時の工事請負契約書の提出について

請負契約による住宅・建築物においては、交付申請時に工事請負契約書の写しを提出することとされていますが、調整の遅れ等により交付申請までに予定していた契約の締結が間に合わなかった住宅・建築物については、下記の通り、年度内に工事請負契約を締結することを約束する誓約書を提出することにより、配分されている補助額の範囲内で交付申請が行える措置を設けることとします。

なお、今回の改定は、第2回進捗状況調査の際に平成31年1月31日までに交付申請確実、又は交付申請可能なものとして要望があったもののうち、契約見込として要望した住宅・建築物について、交付申請までに予定していた契約締結に至ることができなかったもの（平成31年3月31日までに契約締結が確実である場合に限る）を対象とすることを申し添えます。

### 記

#### 誓約書による対応が可能となる住宅・建築物

交付申請の時点で工事請負契約の締結が未了で、平成31年3月31日までに契約締結が確実である住宅・建築物

#### 誓約書による対応が可能となる交付申請時期

平成31年1月16日以降の交付申請※

※**交付申請期限（平成31年1月31日（木）必着）の変更はありません。**

長寿命等実施支援室は第7期（平成31年1月23日～31日）で対応が可能です。

#### 工事請負契約書（写）に代わる提出書類

工事請負契約に関する誓約書（指定書式※）

※**建築主、施工事業者の押印が必要となります。**HPに掲載。

#### 誓約書により交付申請した住宅・建築物の工事請負契約書（写）の提出時期

平成31年4月1日（月）～平成31年4月8日（月）必着

※工事請負契約書（写）を提出する際は別途お知らせする所定の表紙を添付していただきます。

#### 留意事項

1. 交付申請の受付期限の変更はございません。平成31年1月31日（木）必着です。
2. 誓約書で申請する場合であっても、建築主、建設地が特定されていることを必須とします。交付申請後の変更はできません。
3. 交付申請書（様式2）の「6. 工事請負契約の締結日」は誓約書の日付を記載してください。
4. 交付申請の時点で工事請負契約が締結済みの場合は、誓約書での申請はできません。必ず工事請負契約書の写しを交付申請時に提出してください。
5. 次の何れかに該当する場合は、交付決定を受けた住宅・建築物であっても補助対象にはなりません。（交付決定が取り消されます）
  - (1) 平成31年3月31日までに工事請負契約が締結できなかった場合
  - (2) 未完了報告の手続きを行わなかった場合
  - (3) 交付申請時から建築主、施工事業者、建設地の全て又は何れかが変更となった場合
  - (4) 本事業の要件や補助金交付申請等手続きマニュアルの内容を満たしていない場合